

さつま町ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払いのお知らせ



町では子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期の予防接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性であって、定期接種の年齢を過ぎてから子宮頸がんワクチンを自費で受けた方への接種費用の償還払い（払い戻し）を行います。

1. 償還払いの対象となる方

以下の条件にどちらも当てはまる方が対象となります。

- ① **令和4年4月1日現在**、さつま町に住所を有する平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性
- ② **高校2年生に相当する年度から令和3年度末**までに自費（任意接種）でサーバリックス（2価）またはガーダシル（4価）ワクチンを接種した方
※シルガード（9価）ワクチンは対象外になります。

※令和4年4月1日以降にさつま町に転入された方につきましては、転入前の自治体で申請が必要になります。

2. 償還払いを受けるために必要な手続き

・ 申請書への記入が必要になりますので、下記の書類を持参し、子ども支援課子ども健康係へお越しくください。

- ① 母子健康手帳等の接種が証明できる書類
- ② 医療機関発行の領収書原本（氏名・接種日・ワクチン名がわかるもの）
- ③ 振込口座のわかるもの（通帳の写し等）

※接種から年月が経過し、領収書等の接種を証明できる書類が無い場合でも助成を受けられる場合がありますので下記連絡先へお問い合わせください。

<連絡先>

さつま町役場 子ども支援課子ども健康係
〒895-1803 さつま町宮之城屋地 1565-2
TEL：0996-53-1111（内線 2141, 2142）
FAX：0996-52-3514